

特記仕様書

委託業務名 : 配水管改良工事実施設計業務委託(その2)

委託場所 : 宇治市木幡御蔵山地内ほか

委託期間 : 令和7年10月3日 ~ 令和8年3月19日

(業務の目的)

第1条 本委託業務は、(以下、「本業務」という。)は、水道管の老朽管更新計画に伴う既設水道管の布設替えに必要な設計図書の作成を行うものである。

なお、委託概要については下表のとおり。

(m)

工区	設 計 工事名	PE			GX					本設配管	舗装有無	仮設配管	水管橋
		φ50	φ75	φ100	φ75	φ100	φ150	φ200	φ250				
1	木幡御蔵山配水管改良工事	285.0			160.0			580.0		1,025.0	有		
2	小倉町神楽田配水管敷設工事						250.0			250.0	有		
3	伊勢田12号関連配水管移設工事						100.0			100.0	有		
4	宇治221号線ほか配水管改良工事	107.0			189.0	77.0				373	有		
5	府道宇治淀線(広野地区)配水管改良工事				38.0	107.0				145	有		
	合 計	392.0			387.0	184.0	350.0	580.0		1,893.0			

(仕様書)

第2条 本業務は、本特記仕様書のほか、宇治市上下水道部が別途定める水道工事基準(案)設計編・水道工事基準(案)施工編・宇治市水道工事標準図集(案)・宇治市水道工事(管路)図面作成要領(案)および宇治市の定める「土木設計業務等共通仕様書」(宇治市ホームページ掲載)ならびに「水道施設設計業務委託標準仕様書(日本水道協会)」に基づき実施するものとする。

(提出書類)

第3条 受注者は宇治市の定める「土木設計業務関係書類(様式)」に基づき下記書類を提出しなければならない。

- 1) 業務着手届
- 2) 業務委託料内訳書
- 3) 業務工程表
- 4) 管理技術者通知書及び経歴書
- 5) 照査技術者通知書及び経歴書
- 6) 担当技術者通知書及び経歴書
- 7) 業務計画書
- 8) 証明書交付願及び証明書
- 9) 借用書
- 10) 照査報告書
- 11) 業務完了届
- 12) 委託料請求書
- 13) 引渡書
- 14) 会議等記録簿
- 15) 打合せ記録簿

(技術者等の配置)

- 第4条
1. 本業務において、受注者は設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 2. 本業務において、受注者は設計業務等における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。また、担当技術者は契約図書に基づき、業務の技術上の管理について管理技術者の補佐を行うものとする。

(貸与資料)

- 第5条
- 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。
- 1) 水道在来管資料（竣工図ほか）
 - 2) 道路台帳図の写し
 - 3) 地形図
 - 4) その他
- なお、貸与資料については、調査職員が認めるもの以外は複写してはならない。

(調 査)

- 第6条
1. 資料の収集
 - 1) 受注者は地下埋設物および道路占用物件（電柱、信号柱、架空線等）の道路占用状況および構造図等の資料を関係官公署・企業者等から収集するとともに、将来計画について確認しなければならない。また、受注者は発注者が発行する地下埋設物調査依頼により各企業等へ申請し、資料収集を行うものとする。
 - 2) 受注者は近接する鉄道に関する資料を収集するとともに、企業との協議が必要となる場合はその資料を作成するものとする。
 2. 地下埋設物机上調査

貸与する水道竣工図、下水道竣工図、及び計画図、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。
 3. 現地調査
 - 1) 現地踏査

現地踏査は、地勢、土地利用、配水区界、道路状況、水路状況等について十分把握するとともに、上記2項の地下埋設物机上調査との整合を確認しなければならない。特に在来配水管の埋設位置および埋設深さについては仕切弁・消火栓で測定し確認するものとする。
 - 2) 給水管（鉛管）調査

受注者はメーター位置、メーターBOX 周辺の状況がわかる写真を提出するものとする。給水管調査範囲は、調査職員の指示によるものとする。
 - 3) 在来管調査（配水管・給水管）

調査職員の指示がある場合には、在来管調査として、在来管の老朽度、破損の状態、構造、底高等について現地調査を行わなければならない。
 4. 公図調査

道路、水路等について公図、登記簿謄本並びに土地台帳により調査確認しなければならない。
 5. 事業計画（認可）図書の確認

受注者は、設計区域内において事業計画（認可）図書の確認をし、本委託と整合を図らなければならない。

(設 計)

第7条

1. 打ち合わせ協議

本業務の実施に当たり、受注者は調査職員と常に密接な連絡を取り、着手時及び主要な区切りに打ち合せを行うものとする。受注者はその打ち合せ結果を打ち合せ記録簿としてとりまとめ次の作業に入る前に確認しなければならない。

2. 設計基準等

設計に当たっては、本特記仕様書第2条（仕様書）および第10条（準拠すべき図書）に基づき、設計業務を行わなければならない。

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員と協議の上これらの解決に当たらなければならない。

4. 結果の反映

本設計委託は貸与する水道竣工図（図面および CAD データ）または道路台帳図の写しを地形図として設計図書を作成するものであるが、これら資料と前第6条の調査結果とに相違がある場合はこれを修正して設計図書を作成するものとする。

なお、現地地形との相違が判明した場合においても、受注者において地形測量を行い地形図(CAD データ)の修正を行わなければならない。

5. 関係機関および地元自治会との調整

受注者は調査職員より指示があった場合は、関係官公署・各企業体（ガス、電話、電気、鉄道等）・関係部課及び地元自治会との協議資料及び説明資料の作成を行うものとする。

6. 検討項目

受注者は、下記の項目について十分な検討を行うものとする。

- 1) 地下埋設物（下水道・ガス・電気・電話・通信ケーブル・防火水槽等）に近接する箇所の計画。また、水路・河川・鉄道横断等の工法検討
- 2) 府道ならびに幹線市道などの交通量の多い道路ならびに幅員狭小道路（通路）での施工方法。
- 3) 特殊工法の検討及び在来工法との比較検討。（概算金額含む）
- 4) 各管理者との協議内容、設計区域の条件を考慮した、経済性・施工性のある計画。
- 5) その他調査職員が指示する項目

7. 図面成果品

図面成果品の CAD データは、Auto CAD および EX-TREND 武蔵の二種類のデータを納品するものとする。また、図面についてはデータ容量を軽減するために、一つのデータに対して一つの図面となるよう整理すること。

8. 設計変更

改良計画箇所の変更および本条4項により、設計延長に増減が発生する場合があるが、これについては設計変更の対象とし、請負代金の変更を行うものとする。

(照 査)

第8条 1. 照査の目的

受注者は、業務を行う上で技術資料等の情報を活用し、十分な比較検討を行う事により、業務の高い質を確保する事に務めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いよう務めなければならない。

2. 照査技術者及び照査の実施

受注者は、成果品の提出に当たっては、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本条件の内容確認
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。）について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

また、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求のあった場合は速やかに提示しなければならない。

照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。

(成果品の提出)

第9条 本委託業務の成果品は次表のとおりとする。製本はすべての表紙、背表紙ともタイトルをつけ直接印刷したものとする。

バインダーファイル製本（A4）				
図書名	内容	成果品形態	部数	サイズ
図面	設計図面	白焼き(折) CAD データ (Auto CAD および EX-TREND 武蔵の2種類要) ※工区毎にまとめる	11部 1部	A1
各計算書 (必要な場合のみ)	工区位置図添付、 工事概要、口径増資料	ファイル製本 データ ※工区毎にまとめる	1部	A4
埋設物調査報告書	埋設調査報告書	ファイル製本 ※工区毎にまとめる	1部	A4
設計資料	給水調査資料・現地踏査資料	ファイル製本 データ ※工区毎にまとめる	1部	A4
協議記録簿		ファイル製本 データ ※工区毎にまとめる	1部	A4
その他	調査職員と協議によるもの			
図面ファイル（A1）				
図面原図 (必要な場合のみ)	設計図面	原図 占用申請図 ※現場毎にまとめる	1部 1部	A1 A1
その他	調査職員と協議によるもの			

その他				
図面製本	設計図面(占用申請図除く)	折畳み製本	1部	A1
		折畳み製本 ※現場毎にまとめる	1部	A2
占用申請 (道路管理者、水路 管理者等に申請す る書類)	図面・数量計算書	ファイル製本	3部	A4
		白焼き(折 データ)	3部	A1
その他	調査職員と協議によるもの			

※ 手書きを除くデータはCD-Rにて納品すること。

(雑 則)

第10条 準拠すべき図書

業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合はあらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- 1) 水道工事標準仕様書 (JWWA)
- 2) 水道施設設計指針 (JWWA)
- 3) 水道施設耐震工法指針・解説 (JWWA)
- 4) 水道維持管理指針 (JWWA)
- 5) 日本水道協会規格 (JWWA)
- 6) 日本工業規格 (JIS)
- 7) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 8) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 9) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- 10) 道路橋下部構造設計指針－杭基礎の設計編－ (日本道路協会)
- 11) 水理公式集 (土木学会)
- 12) 土木工学ハンドブック (土木学会)
- 13) 土質工学ハンドブック (土木学会)
- 14) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 (日本建築学会)
- 15) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 (日本建築学会)
- 16) 建築基礎構造設計基準・同解説 (日本建築学会)
- 17) 特殊コンクリート造関係設計基準・同解説 (日本建築学会)
- 18) 鋼構造設計基準 (日本建築学会)
- 19) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図 (営繕協会)
- 20) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書 (営繕協会)
- 21) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事仕様書 (営繕協会)
- 22) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事仕様書 (営繕協会)
- 23) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事標準書 (営繕協会)
- 24) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事標準図 (営繕協会)
- 25) 空気調和衛生工学便覧 (空気調和・衛生工学会)
- 26) 土木製図基準 (土木学会)
- 27) 道路技術基準 (国土交通省)
- 28) 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
- 29) 道路構造令・同解説と運用 (日本道路協会)
- 30) 内線規格 (日本電気協会)
- 31) 日本電線工業会標準規格 (JCM)
- 32) 工場電気設備防爆指針 (独立行政法人 労働安全衛生総合研究所)
- 33) 水管橋外面防食基準 (WSP)
- 34) 水道用ステンレス鋼管設計・施工指針 (WSP)
- 35) 水管橋設計基準 (WSP)
- 36) 水管橋設計基準 (耐震設計編) (WSP)
- 37) ダクタイル鉄管による水管橋の設計と施工 (JDPA)

(測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS))

第11条 本業務の委託請負金額が100万円以上となる場合は、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録を行うこと。なお、登録条件・方法及び提出物等は、請負金額の条件を除き、共通仕様書に基づくものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、直ちに発注者に報告し、受注者が責任を持って対処すること。